

東北の人と文化を基軸としたローカルツーリズム推進事業 仕様書

1 委託業務の名称

東北の人と文化を基軸としたローカルツーリズム推進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

3 委託業務の目的

人口減少が進む東北地方において、国内外との交流人口の拡大や関係人口の創出のため、観光が果たすべき役割は大きく、旅行者等の誘客及び地域消費の拡大はもちろんのこと、高い満足度の提供による東北へのリピーター確保に取り組む必要がある。

本市では、文化や歴史、自然、一次産業等の地域資源の活用及び地域の人との交流を通じたツアー・プログラムの造成・販売により、東北地方への誘客や、参加者への高い満足度の提供による東北へのリピーター確保に取り組むとともに、そのようなツアー・プログラムが本事業終了後も継続的に実施される体制の構築を目的として、令和4年度からの3ヵ年事業（※本市予算未成立のため、令和6年度の事業実施を担保するものではない）として本業務を開始している。

初年度である令和4年度においては、本事業のモデルケースとなるツアー・プログラムの造成・販売と、プロモーション等の実施及び効果検証に取り組むこととし、東北各地のDMOや観光協会等と連携しながら、地域資源を活用したツアー・プログラムを計21本造成・販売するとともに、事業に協力いただいたDMOや観光協会等との勉強会を開催し、ノウハウの共有等を行った。本事業の事務局が伴走することでDMOが中心となり、地域の生産者や酒蔵、まつり団体等と連携したツアー・プログラムが造成できた一方、集客手法や販路の確保が今後の課題である。

そこで令和5年度は、これまで以上に販路の確保、集客までを考慮しながらツアー造成を実施し、本事業で実施したツアー・プログラムが次年度以降地域での自走を開始し、地域への誘客及び消費拡大に寄与し、地域が稼げるようになることを目指し、地域との連携・伴走による事業実施を図る。

4 業務内容

(1) 事務局の運営及び地域との連携

- 令和4年度にツアー・プログラムを造成した地域や、令和5年度にツアー・プログラムの造成に協力いただく地域を中心とし、DMO、観光協会、観光案内所、自治体、観光及び産業にかかわる事業者等、東北におけるローカルツーリズムを推進する関係者とのツアー・プログラムの造成等に関する連携等を行い、本事業の事務局機能を担うこと。また、事業継続の観点から、希望する地域と令和4年度に実施したツアー・プログラム（令和4年度の本事業のウェブサイト <https://kokofuru-tohoku.com/>を参照）の磨き上げや再販等に係る支援を行うこ

と

- 関係者との勉強会を年2回程度開催し、ローカルツーリズム推進に関するノウハウの共有や意見交換、外部講師を招いた研修など、自律的なローカルツーリズムの推進に向けた関係者のスキルアップを図ること。勉強会は実地、オンラインを問わない
- (2)～(3)の実施にあたっては、次年度以降も地域側で継続的にツアー・プログラムが催行されるよう今年度の企画段階から販路・広報手段の確保も含めた丁寧な検討を行うこと

(2) ツアー・プログラムの企画・造成支援及び販売

- 東北各地のDMO等の多様な関係者と連携しながら地域資源の活用や、地域の人との交流等を組み込んだツアー・プログラムを18種類以上造成し販売すること。なお、この18種類には令和4年度に本事業において販売したツアー・プログラムの磨き上げ・再販等を、6種類を上限として含んでよいものとする
- ツアー・プログラムについては、東北6県及び仙台市の7地域で各1種類以上造成することとし、仙台市のツアー・プログラムにおいては、「仙台旅先体験コレクション」に掲載されている体験プログラムの活用を図ること
- ツアー・プログラムは国内旅行者向けとするが、ツアー・プログラムの内容及び地域の希望によりインバウンド旅行者向けの商品を造成しても差し支えない
- ツアー・プログラムについては、物見遊山の観光ではなく、地域消費が生じる内容にするとともに、可能性があるものについては、高価格帯の高付加価値化商品の造成にも取り組むこと
- 伝統工芸品や地域産品の認知やその後の消費拡大等、旅行者と地域が継続的に接点を持つような機会の提供を目指すこと（例：地域産品等を取り入れたツアー・プログラムの実施、地域のメルマガやECサイトの紹介等）
- 本事業はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ）を活用して実施するものであるが、当該交付金においては、「特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものは、原則として推進交付金の対象としないこと」とされていることから、各ツアー・プログラムの経費は、各ツアー・プログラムの収益により賄うこととし、旅行代金への予算の充当は行わないこと。

(3) 販売促進及びブランディング

- 造成したツアー・プログラムの認知向上及び販売促進を行うこと
- また、本事業で造成したツアー・プログラムのその後の自走に寄与すべく、ツアー・プログラム実施の様子を発信するなどし、東北のローカルツーリズムとしてブランディングし、認知拡大を図ること

(4) ツアー・プログラムの効果検証及び年央での改善提案

- ツアー・プログラムについては参加者へのアンケート調査等を実施し、参加者の居住地や属性、ツアー・プログラムの感想等を徴取すること
- (2)～(3)について不断の検証を行い、概ね令和5年10～11月頃を目途に資料等を用いて事業の中間報告及び後半に向けた改善提案等を行うこと

(5) 独自の取り組み

- 上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること

(6) 実施結果の分析及び報告書の作成

- 上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。なお、次年度事業に向けた提案も盛り込むこと
(形式：A4．納入期限：令和6年3月15日)

5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、必要に応じて、(公財) 仙台観光国際協会等の関係者と連携しながら事業を実施すること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】				
	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
ツアー・プログラムの造成・販売	ツアー・プログラムの造成・販売	18種類 (令和5年度の新規造成本数12種類以上)	プログラム参加者数(同じ種類のツアー・プログラムを複数回開催した際の参加者含む)	540人
			プログラム利用者の消費拡大額	18,356千円
			次年度以降継続が見込まれるツアー・プログラムの種類	6 / 新規造成本数12種類以上
プロモーション	情報発信件数	50件		
ネットワーク形成	研修会	2回	研修会参加者数	のべ50人
※ 1 参加者数は、日本人、外国人ごとに集計すること ※ 2 消費拡大額の算定にあたっては、観光庁「旅行・観光消費動向調査(2020)」における日本人旅行者1人1回当たりの旅行消費額33,993円を参加者数に乗じて算出する ※ 3 情報発信件数は、ウェブ・SNS等の情報発信件数などを計上すること				